

令和4年12月9日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
五洋建設（株） 東京都文京区後楽2-2-8
令和4年12月9日～令和5年1月8日（1ヶ月）
地域2（東北支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である五洋建設（株）は、令和4年10月3日、青森管理事務所発注の「東北自動車道 青森管内のり面災害復旧工事（その5）」において、東北自動車道小坂地区で発生したのり面災害復旧工事中、撤去した土砂を処分場に搬送荷下ろし後、荷台を下げずに走行し、市道上の架空線に接触し、10tダンプトラックの横転及び架空（電話）線を損傷させるという安全管理措置の不適切による公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上